

アミカス市民グループ活動支援事業 実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス（以下「アミカス」という。）が、男女共同参画の推進を自らの課題ととらえ自主的に活動する市民グループを支援する「アミカス市民グループ活動支援事業」（以下「支援事業」という。）のうち補助金を交付する事業を実施するに当たり、必要な事項を定め、その適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループ 営利を目的とせず、公益の増進に寄与する活動を行っている、任意団体又は法人をいう。ただし、任意団体については、3人以上で構成され、組織の運営に関する規則（規約、会則等）があり、法人については、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、又は公益財団法人に限る。
- (2) 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定めるところにより設立された法人をいう。
- (3) 一般社団法人又は一般財団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の定めるところにより設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の定めるところにより、行政庁の公益認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人をいう。

(支援事業の対象となる事業)

第3条 支援事業の対象となる事業は、福岡市男女共同参画を推進する条例（平成16年福岡市条例第5号）第3条に定める基本理念に沿うもので、かつ、広く市民に参加を呼びかけられる講座、講演会等とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 専ら営利を目的とせず、かつ、参加料負担があるときはその額が適切な範囲内であること。
- (2) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する等の活動でないこと。
- (3) 政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、かつ、本市が支援することにより行政の中立性を損なうおそれがあると判断されるものでないこと。
- (4) 法令及び公序良俗に反していないこと。
- (5) その他支援すべきでない特段の事情がないこと。

2 実施会場は原則としてアミカスとする。アミカスが利用できない場合等は本市の公共施設を利用するものとする。

(グループの要件)

第4条 支援を申請しようとするグループ（以下「申請グループ」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) グループの代表者、所在地、連絡先等が明確であること。
- (2) 福岡市内を中心に活動していること。
- (3) 男女共同参画の推進に資する活動をしていること。
- (4) 企画から実施まで主体的に行う能力及び実績を有すること。
- (5) 特定の政党その他の政治的団体又は宗教団体（支援を行うことを決定した場合でも、本市がこれらの団体を支持し、又は振興していると認められないときを除く。）でないこと。
- (6) その他支援を行うことが適当でないと認められるものでないこと。

（暴力団の排除）

第5条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請グループが次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援を行わないものとする。

（1） 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が代表者（団体が法人である場合は、その役員）となっているもの。

（2） 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

3 市長は、暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請グループに対し代表者（申請グループが法人である場合には役員）の氏名（ふりがなを付したもの）、生年月日の個人情報を記載した役員名簿の提出を求めるものとする。

（支援の内容）

第6条 支援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1） 補助金の交付

（2） アミカスを会場とする場合の会場使用料の免除

（3） 広報

（4） 助言及び情報提供

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、事業に要する経費のうち、補助の対象となる経費の合計額の80%以下とし、かつ、別表1に定める上限額の範囲内とする。

2 補助の対象となる経費については、別表2に定める。

（支援の期間）

第8条 支援の期間は、支援決定の年度内とする。

（支援事業の公募）

第9条 市長は、支援事業を行うに当たっては、公募により行うものとする。

（支援の申請）

第10条 申請グループは、「アミカス市民グループ活動支援事業」申請書兼補助金交付申請書（様式第1号のア）に必要事項を記載のうえ、次の各号に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。なお、名義後援申請書も併せて提出しなければならない。

（1） 企画書

（2） 収入・支出計画書

（3） 組織の運営に関する規則（規約・会則等）

（4） 役員名簿（住所、氏名（ふりがな）、生年月日を記載したもの。ただし、任意団体については、代表者以外の役員の生年月日の記載は必要がないものとする。）

（5） 活動内容及び実績が分かる資料（チラシ等）

2 申請グループは、前項に定める交付申請書を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（選考委員会の設置）

第11条 市長は、支援事業を適正に選考するため「アミカス市民グループ活動支援事業」選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（支援の決定）

第12条 市長は、第10条の規定による申請があったときは、申請内容及び補助金の算定に誤りがないかなどを精査するとともに、委員会の審査を経て、支援の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援の決定を行うに当たっては、必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、支援を行うことを決定した場合は、申請グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」支援決定通知書兼補助金交付決定通知書（様式第2号のア）により通知するものとする。
- 4 市長は、支援を行わないことを決定した場合は、申請グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」不採用決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（支援決定の取消）

第13条 市長は、支援を行うことを決定したグループ（以下「支援グループ」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援決定後であっても支援の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条に該当しない事業を行おうとすること、又は、行ったことが判明した場合。
- (2) 第4条に規定する要件を満たさないことが判明した場合。
- (3) 第5条第2項各号のいずれかに該当することが判明した場合。
- 2 市長は前項の規定により支援の決定を取り消した場合は、当該グループに対して「アミカス市民グループ活動支援事業」支援取消決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による取消しを行った場合において、前項に定めるもののほか既に市が負担及び免除した費用は、期限を付して実費相当額等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（変更の申請）

第14条 支援グループは、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 支援対象事業の内容の変更をする場合
- (2) 天災地変その他事情により中止する場合（支援グループの責めに帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、第12条第1項及び第2項の規定に準じて変更の可否を決定し、「アミカス市民グループ活動支援事業」変更申請結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、変更が別に定める軽微なものに該当すると判断した場合は、委員会の審査を省略することができる。

（支援対象事業申請取下げの場合の手続き）

第15条 支援グループは、支援対象事業の申請を取下げる場合は、「アミカス市民グループ活動支援事業」補助金交付等申請取下書（様式第7号のア）を市長に提出しなければならない。

（報告）

第16条 支援グループは、支援対象事業の完了後、原則1か月以内に、「アミカス市民グループ活動支援事業」実績報告書（様式第8号のア）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 実施概要報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

- 2 第10条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした支援グループは、前項に定める実績報告書を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。
- 3 第10条第2項ただし書きに基づき交付の申請をした支援グループは、第1項に定める実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第17条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う調査等により、その報告に係る支援対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを「アミカス市民グループ活動支援事業」実績調査確認書（様式第10号）により調査確認し、これに適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「アミカス市民グループ活動支援事業」補助金確定通知書（様式第11号）により当該支援グループに通知するものとする。

（補助金の請求）

第18条 前条の規定による通知を受けた支援グループは、請求書（福岡市指定様式）により、市長に対し、補助金を請求するものとする。

（責任）

第19条 支援対象事業の実施に当たっては、原則として支援グループの責任で行うものとする。

- 2 支援対象事業の実施に伴い生じた事故・疾病その他災害等については、支援グループの責任と負担で対処するものとする。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福岡市補助金交付規則（昭和44年4月1日福岡市規則第35号）及び実施細目の定めるところによる。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成29年4月1日）

この要綱は、平成33年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成31年4月1日）

この要綱は、2021年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和3年4月1日）

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和6年4月1日）

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

附 則（令和7年4月1日）

この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

別表 1

会 場	上限額
アミカス ホール（募集定員70名以上）	100,000円
上記以外	60,000円

別表 2

対象となる経費	対象とならない経費
1 講師謝礼（謝礼金・交通費・宿泊費） 2 郵送費 3 チラシ印刷経費 4 材料費 5 機材レンタル、運搬費等 6 託児費用 7 雑費、事務用品費（上限5,000円） 8 その他市長が必要と認める経費	1 打ち合わせ等会議費 2 事業終了後グループまたは個人の所有になるもの（例）書籍、備品等 3 グループ会員への謝礼金・交通費・駐車料金・ガソリン代・食事代等 4 会場の看板及び花 5 電話、FAX、インターネット料金